

令和2年5月7日

会員各位

東京産婦人科医会
会長 山田正興

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について

厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることを鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療（以下「オンライン診療」）等の取り扱いについて事務連絡が発出されました。オンライン診療等を実施する医療機関は、東京都の対応に沿って、所定の様式で届け出ると共に、毎月東京都にその報告をすることが定められています。提出期限が過ぎていますが、期限後も当面の間、受け付けるとされていますので、まだ登録をされていない会員には、速やかに登録をお済ませ下さいますよう、ご案内させていただきます。

次元的な対応ですのでいつ解除になるかは不明ですが、電話での初診料の算定もできますし、再診料も算定でき、処方箋発行も可能です。

ただし、料金の徴収法がカード決済でない医療機関は、次回来院時に算定することになります。再診料+処方箋料は算定可能ですし、3カ月程度のホルモン薬等であれば、電話にて再診に来ることも多いと推察されます。診療所であれば、初診・再診、検査結果、処方箋等算定可能ですので、利用されるのは良いかと考えます。ただし、どれだけ利用したのかの報告書を作成しなければなりません。

5月4日の緊急事態宣言延長で示された「新しい生活様式」のひとつの例示として、国では「オンライン診療等」の推進を掲げています。これを機会に東京都へに登録についてご一考頂ければ幸いです。

東京都の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について（依頼）

今般、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話

や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて、令和2年4月10日付事務連絡が発出されました。

事務連絡によると、厚生労働省は、電話や情報通信機器を用いた診療（以下「オンライン診療等」という。）を実施する医療機関の一覧を作成し、ホームページ等で公表することとしており、各都道府県に対し、オンライン診療等を実施する医療機関の報告を求めています。

また、厚生労働省は医療機関に対し、オンライン診療等の実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告することを求めるとともに、各都道府県に対し、取りまとめ及び毎月の報告を求めています。

つきましては、医療機関に置かれましては、所定の様式に基づき、以下のとおり御報告くださいますようお願い申し上げます。

提出書類

[電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票](#)
[\(Excel : 14KB\)](#)

別添「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」

※上記リンク先からダウンロードしてください。

提出先及び提出方法

東京都福祉保健局 医療政策部 医療政策課 医療改革推進担当

※以下のメールアドレス宛て電子メールにて提出願います。

メールアドレス：S0000298@section.metro.tokyo.jp

なお、メール送付に際しまして、メールの件名及びExcelファイル名を【オンライン診療調査回答（医療機関名）】としてください。

提出期限

令和2年4月22日（水曜日）

※既にオンライン診療等を実施している医療機関におかれましては、上記期限までに御提出いただければと存じますが、**期限後も、調査については当面の間受け付けておりますので、期限後にオンライン診療等を開始するなど、提出期限に間に合わない場合は、後日提出をお願いいたします。**

提出された情報の取扱い

御提出いただいた情報については、厚生労働省において公表することとされています。

また、都においてもホームページ等で公表する予定です。

その他

各医療機関におけるオンライン診療等の実施状況の報告については、別途通知いたします。

なお、報告内容は、対応した医師（診療科、医師名）、初診からの電話等による診療等の実施状況、患者情報（年齢、性別、住所地）及び診療の内容（診断名、指示の内容、処方した薬剤及び処方日数、診療料、再診の予約日）となっていますので御留意ください。

関係資料

医療機関宛依頼文

※以下のリンク先からダウンロードしてください。

[医療機関宛通知「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について」（PDF：131KB）](#)

厚生労働省事務連絡

※以下の URL から御確認ください。

[厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」](#)